

(第一類 第八号)

衆第一二十二回 国會議院

農林水產委員會議錄第四十六號

昭和三十年七月二十一日(木曜日)

午前十時四十六分開鑼

委員長 席委員 綱島 正興君

専門員 岩隈 博君
専門員 難波 理平君
専門員 藤井 信君
専門員 德久 三種君

天災による被害農林漁業者等に対する
資金の融通に関する暫定措置法案
(橋橋渡界外二百七十三名提出、衆
法第四〇号)
愛知用水公団法案(内閣提出第一三
四号)

らねばならない立場に置かれておつた日本の関係で、漁港の問題等につきましてはまことに無関心であつたということが長く続いたのであります。しかし幸いに昭和二十五年の五月に漁港法が制定されまして、その所管が農林省に移され、しかも水産庁の漁港課がこれを担当することに相なりましてか

に取り扱つて参つたかということが一点。それから、今回御提案になりました案を見ますと、第二次整備計画の審議会に問うた案の半分、すなわち第二次整備計画が約四百港であったものが百九十七港かの追加になつて、第一次整備計画と合せて約六百港になつておるのでございますが、この減らし

七月二十日
委員井手以誠君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

農林水産業施設復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(小枝一雄君外一
名提出、衆法第六三号)

○綱島委員長 これより会議を開きます。

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

の補欠として安藤覺若が理事に選ばれた。

本日の会議に付した案件

理事の互選

自作農業振興資金融通法第11条
て参考人出頭要求に関する件

漁港法第十七条第二項の規定に基
委員外の出席者

き、漁港整備計画の改正について承認するものとし、日向里山、大根島

議を求める件〔内閣提出 承認第
五号〕

養ほう振興法案(平野三郎君外四名提出、衆法第三〇号)

第四十六号 昭和三十年上

第一類第八号 農林水產委員會議錄第四十六号 昭和三十年七月

け農林大臣の出席も大蔵当局の出席も求めないで承認をしてあげたいのでありますけれども、この第二次整備計画の審議会に問うた際には、審議会に問うた案より半分に減らされて百九十七港であります。いわゆる第二次整備計画の審議会に問うた際に、各都道府県でも漁村でも整備計画に入ったところはみな非常に喜んでおられた。これが落ちたとするならば、おそらくその都道府県でも漁村でも悲觀をするのじやなかろうかという心配があるのです。そこで落ちた二百港になんなんとするところの漁港の整備をいかようにして早期に着工するか、あるいは不備なところを完成させしていくかということにわれわれは非常に苦心をしているのであります。この点についてどういうお考えを持っておられるかという四点についてお尋ねしたいのであります。

おりまして、ほかの事業にもございませんので、従来から問題になつておられるわけであります。従つてこの漁港計画を検討いたします際におきましても、その計画の内容が小さくて、局部改良でもってやるべきもの、またやり得るという見通しのものは、できるだけそちらの方に持つていくこと立つのじやなかろうか、かように考えます。まして本年度は八千万円の予算をとつたわけであります。今後もこの防災事業につきましては、われわれとして極力予算の増加に努力いたしまして、両々相まちまして漁港の全般的な整備をいたしたい、かようと考えておるわけでございます。

した理由なのかどうか。
それから減らされたものは、局部改良等で一休何年ぐらいで使えるような漁港にするお見込みなのかどうか。それをほんとうに実現し得る自信があるのかどうか。この三つの点をお伺いしたいと思います。

○前谷政府委員 第一の点は、お話しのようにわれわれは漁港整備計画と局部改良事業と両方並行して漁港の整備に努めたいという趣旨でございまして、お話の通りでございます。

第二の局部改良事業につきましては、これは三年度としまして、そう長い期間ではなく完成するよう計画でもつていただきたいと存じまして、これの着手につきましてはもちろん整備計画と並行して考えて参りたい、かように考えます。

それから第三点の、局部改良事業について自信があるかどうか、これは予算の問題でございますが、本年度初めてこの局部事業をとつたわけでありまして、明年度におきましては、全体の漁港の予算の増額とともに、これについても努力いたしたいと考えております。

○川村(善)委員 大体長官の御答弁でよくわかったのであります、私実は心配するのは、第一次整備計画がまだ完成しておらない。予算が遅々として増額されないので、いまだに計画通りにいかないのだ。そこでやはり今度の整備計画の改訂と申しましようか、第二次整備計画を考えられて、提案されることになつたのですが、なおさらここで予算の問題が心配になるのでござります。そこでおそらくこの案を内閣に提出した際に、内閣でも相当の御意

見があつたであります。なかんずく大蔵省では相當に御意見が強かつたことは想像にかたくありません。従つて長官の大体の判断では、大蔵省はこの案に対して賛意を表して、そうして予算を増額するようなお見込みを持たれたかどうか、この点をお伺いいたしたいと思います。

○前谷政府委員 本年度の予算につきましては、すでに御承知のように決定いたしました。明年度の予算につきましては、今われわれ要求につきましていろいろ検討いたしております。明年度の予算につきまして、もちろんどうするということの決定はないわけでありますが、この計画につきましては、相当前の時間をかけて財政当局による説明をいたしまして、今日御承認を得る運びになつたのでござりますから、さよう御了承願いたいと思います。

○川村(善)委員 そこで削除されましたが二百港になんなんとする漁港を、局部改良工事で整備計画に載つたようにして、何とかやつていきたいという長官の気持はよくわかります。従つてこの落されました約二百港になんなんとする漁村の不安を一掃するためにも、極力局部改良等をやりまして、漁民の安心して使えるような漁港を仕上げる事が、水産庁の親心だ、かようにも考えますが、せひとも長官の今御答弁になつたことの実現を可能ならしめるよう御努力あらんことをお願い申し上げまして、私の質問を打ち切る次第であります。

○前谷政府委員 私も十分努力いたしたいと思いますが、今後明年度の予算につきましては、御指導、御協力を願いたいと思います。

○綱島委員長 ちょっと委員長から伺つておきますが、整備計画審議会が開かれた後に今復帰して参りました奄美大島、ああいうものの漁港についてはどういうお取扱いをなさつていらっしゃいますか。

○前谷政府委員 奄美大島の件につきましては、奄美大島の振興法に基きまして、そちらの方でやることになりますので、本来の計画には別個になつております。

○綱島委員長 足鹿委員。

○足鹿委員 大体川村委員の御質問の点を私もただしかつたのであります。大体尽きたようではあります。若干お尋ねをしてみたいと思います。漁港審議会の答申は四百近いものを答申しておりますにもかかわらず、百九十七にこれを整理された理由は、主として予算的な面からきておるのでありますか。あるいは何か一つの基準等があつて、そのものによつてこれを落されたのか。いやしくも審議会が慎重に審議をし、審議会の答申を得たことによって、地方の関係者は事成つたと同じような期待を持つて今日に至つておるのであります。それを無謀な、半數に近いものに整理されるということは、審議会の答申そのものがすさんであるのかといふ印象をえますし、また多大の期待を持っておられる地元民に与える失望は、非常に大なるものがあろうと思うのであります。その間の経緯はただいまの川村委員の御質疑が大体わかるのであります。農林水産委員会となつて私ども初めてこの水産問題に取つて私ども初めてこの水産問題に取つておられますので、いま少し詳細

○前谷政府委員 現在実施いたしておられまする四百五十港の漁港整備計画は、二十六年五月に確定いたしたわけでございます。その当時におきましては、漁港の指定等もまだ十分でございませんで、千三百程度の漁港の中から早急に選んだのでございますが、その後漁港の情勢も違いましたし、また漁港指定等の事業も進歩いたしましたので、二十八年に一応漁港審議会におきまして計画を御審議願つたわけであります。二十八年に御審議を願いましたものは、お話をようにより約四百港を増加するという計画であつたわけでござります。その後いろいろ検討をいたしておつたわけでございますが、従来の計画の中にも、さらに漁港から商港に移るもの、あるいはまた漁業情勢の変化によつてあと回しにしてもいいというもの、また完成したものもございまして、約六十三港というふうなものは将定になりました。またその後の情勢によりまして、大体現在までのところ、漁港の指定といふものは、ほぼ運輸省との間におきましては、これから告示すべきものを合せて大体二千六百程度に——大体一般商港と漁港との間の機能区分と申しますか、そういう点が運輸省との間に本年に至つて一段落つたわけであります。そこで本年の六月十五日に、さらにこの新しい情勢をもとにいたしまして、漁港審議会を開催いたしまして、二十八年に一応御審議をいただきましたものを再検討願つたのであります。その再検討願つた結果といたしまして、漁港審議会から御答申をいたきましたのが、現に御承認を願うたために提出いたしてお

る計画でありますて、これは本年六月十五日に審議会で御答申願つたわけであります。その差は、二十八年の計画と本年の計画とがだいぶ差があるといふことでございますが、一つは、從来え方のもとに、予算の面においても局部改良事業の実施を要求いたしておつたわけであります。それがなかなか通らなかつたわけでございますが、本年それが認められたのであります。そういふ情勢のもとに一般の漁港整備計画と局部改良事業とどうかみ合せていくかということで、本年度の漁港審議会に御検討願いまして、そうして現在の計画の御答申を得たわけであります。○足鹿委員 そうしますと、二十八年に答申されたものをまだ実施にも何にもならないうちに、さらに本年の六月にこれをみずから審議会は前の答申案をくつがえしたのですか。

○前谷政府委員 二十八年に計画を審議願つて、一応の御答申がございましたが、その後ただいま申し上げたようないろいろな事情の変化がございまして、さらに再検討を願つたわけでござります。その結果としてただいま御承認を願う案の御答申を得たわけであります。

○足鹿委員 私はしろうとであります。ですが、六十数港というものは完成あるいはその他の理由によって当然これでござります。その他のものは削除してよろしい、こういうことに對する取扱いは一体どうされますか。

○前谷政府委員 申し上げますが、この二年六月に審議会で御答申願つたわけでもあります。その差は、二十八年の計画と本年の計画とがだいぶ差があるといふことでございますが、一つは、從来え方のもとに、予算の面においても局部改良事業の実施を要求いたしておつたわけであります。それがなかなか通らなかつたわけでございますが、本年それが認められたのであります。そういふ情勢のもとに一般の漁港整備計画と局部改良事業とどうかみ合せていくかということで、本年度の漁港審議会に御検討願いまして、そうして現在の計画の御答申を得たわけであります。

○足鹿委員 そうしますと、二十八年に答申されたものをまだ実施にも何にもならないうちに、さらに本年の六月にこれをみずから審議会は前の答申案をくつがえしたのですか。

○前谷政府委員 二十八年に計画を審議願つて、一応の御答申がございましたが、その後ただいま申し上げたようないろいろな事情の変化がございまして、さらに再検討を願つたわけでござります。その結果としてただいま御承認を願う案の御答申を得たわけであります。

○足鹿委員 私はしろうとであります。ですが、六十数港というものは完成あるいはその他の理由によって当然これでござります。その他のものは削除してよろしい、こういうことに對する取扱いは一体どうされますか。

○前谷政府委員 申し上げますが、この二年六月に審議会で御答申願つたわけでもあります。その差は、二十八年の計画と本年の計画とがだいぶ差があるといふことでございますが、一つは、從来え方のもとに、予算の面においても局部改良事業の実施を要求いたしておつたわけであります。それがなかなか通らなかつたわけでございますが、本年それが認められたのであります。そういふ情勢のもとに一般の漁港整備計画と局部改良事業とどうかみ合せていくかということで、本年度の漁港審議会に御検討願いまして、そうして現在の計画の御答申を得たわけであります。

○足鹿委員 だいぶわかつてきましたが、そうしますと、その一般計画のものと防災に基くものとに對して、余地があるのですが、ないのですか、政府ははどう考えますか。

○前谷政府委員 この漁港計画は、先ほど申し上げましたように、漁港に指定されたもののうちから六百六港を取

のに対する取扱いは一体どうされますか。

○前谷政府委員 申し上げますが、この二十八年度の計画は、実は漁港審議会には、農林省の案を作る前提として

に對する取扱いは一体どうされますか。

○前谷政府委員 これは全部とは申しあげませんが、大部分入ることになつております。そういうつもりで今後進ましましては局部改良事業等の実施ができないことになつておつたのであります。

○前谷政府委員 それがただいま申し上げましたように、二十八年当時におきましては局部改良事業等の実施がで

あればそれをいただきたいのです。たゞそういう抽象的な御答弁では、どうも私ども納得がいきません。

○足鹿委員 その一般計画の防災計画と漁港計画との差異は一体どういうと

ころにあるのですか。

○足鹿委員 申し上げますが、この二十八年度の計画は、実は漁港審議会には、農林省の案を作る前提として

に對する取扱いは一体どうされますか。

○前谷政府委員 申し上げますが、この二十八年度の計画は、実は漁港審議会には、農林省の案を作る前提として

に對する取扱いは一体どうされますか。

○足鹿委員 申し上げますが、この二十八年度の計画は、実は漁港審議会には、農林省の案を作る前提として

に對する取扱いは一体どうされますか。

○足鹿委員 申し上げますが、この二十八年度の計画は、実は漁港審議会には、農林省の案を作る前提として

に對する取扱いは一体どうされますか。

○綱島委員長 速記を始めて。

○綱島委員長 養はう振興法案を議題といたし、審査を進めます。本案につきましては昨日平野委員より修正案が提出されておりましたので、原案及び修正案について昨日に引き続き質疑を行います。

御質疑はございませんか。——御質

疑がなければ、原案につきまして、昨日内閣に対し、意見を述べる機会を与えたのであります。その後において内閣としての意見が決定したものがあ

ればこの際重ねて発言を許します。

○吉川政府委員 養はう振興法案につきまして、昨日は経過を申し上げたの

でございますが、なお重ねて申し上げておきます。最近各地に発生を見てお

ります腐敗病については、その養蜂に及ぼす影響の重大なるにかんがみま

で、目下暫定的に政令によって家畜伝染病予防法の規定の一部を準用して、その撲滅をはかつておりますが、政府

はこれが防遏のための法的措置が必要であると考へておられます。養蜂業者に對する助成措置については大蔵省

が了承しかねると主張され、農林省においてもなお検討を要するものと考えて、まだ意見を申し上げる段階にありません。私といしましては今後とも決意いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○綱島委員長 起立総員。よつて本修

正案は可決されました。

次にただいま可決いたしました修正部

分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綱島委員長 起立多数。よつて養はう振興法案は修正案のことく修正すべ

ききものと決しました。

なお、ただいま修正議決いたしまし

た本案の委員会報告書の作成につきま

しては委員長に御一任を願いたいと思

います。が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○綱島委員長 御異議なければさよう

に決定いたします。

〔速記中止〕

○綱島委員長 速記を始めて下さい。

○綱島委員長 愛知用水公團法案及び農地開発機械公團法案を一括して議題といたし、審査を進めます。

本案についてはすでに提案理由の説

明を聽取いたしておりますが、この際

さらに愛知用水の事業計画、資金計

画、及び農地開発機械公團の事業内容

等について、政府のできるだけ精緻な

説明を求めます。農地局長。

○渡部政府委員 愛知用水事業につきましても、昭和二十四、五年ごろから

おいてもなお検討を要するものと考えて、まだ意見を申し上げる段階にあります。討論はあります。

〔総員起立〕

しその当時の計画では、従来の土地改

良法に基きますものが国営をしておるものでありましたので、それに県

営、団体営の計画を立ててみますと、

経済効果は非常に出るけれども非常に

大きい計画になる。國営だけでありま

すと百数十億で済みますが、団体営、

県営を合せますと二百七、八十億もか

かる、同時に木曾川の水を利用する発

電施設あるいは工業用水、上水道等を

合せますと三百億を越える金であります。そこで財政投融資のワクの関係で

計画が伸び悩んだのであります。一

昨年から農業開発について外資導入を

やるという話が出ました。世界銀行の

ガーナー氏がお見えになつたときにそ

れを取り上げて、昨年度の夏に至りま

して世銀から数名の調査団が派遣され

まして詳細調査した結果、経済的に十

分成り立ち、世界銀行としても融資の

対象になる計画であるから、詳細の計

画を立てるようという話があつたの

であります。それに基いて計画を立て

まして、この春農林省から清野技術課

長が世銀に派遣し、さらに詳細な打ち

合せをいたし、四月になりましてデフ

リーズ及びドール極東部長が見えまし

て、さらに詳細の打ち合せをいたしま

した結果、大体の計画については世界

銀行として融資ができるから、融資を

受け入れる態勢を早く日本としてはと

とのえるべきであるということを言い残して帰つたのであります。世界銀行

の関係はそういうわけがありますが、世界銀行は約一千万ドル、すなわち三十六億程度、日本内地で手に入らない機械類等のみしか貸さない、あとは日本側で円資金をまかなわなければならぬ申請が愛知県から出てきたのであります。その後この計画につきまして詳

で、昨年来余剰農産物の交渉に当たりま

して二百十四億のうち三十億を農業開

発に回し、そのうち二十四億五千万円

を初年度愛知用水に回すということと

たので、お手元にない分はただいま政

府委員室に取りに行っております。

本計画の概要是先般愛知用水事業計

画概要というものを手元にお届けい

たしております。ずっと前であります

までの、お手元にない分はただいま政

府の御嶽山のふもと、王滝川に沿いま

して王滝村と三岳村との村境の牧尾橋

という所にダムを作りましてこの水を

引きました中間十数箇所の発電所に水

を補給し、発電の強化をしながら岐阜

県の兼山という所で、現在これは兼山

発電所があるダムであります。そこで

この地帯は地域内の水田が約一万六千

町歩あります。そのうち河川によつて

灌漑せられておるのはわずかに一五

多半島の末端に行く計画であります。

この計画が地元で進められておつたの

であります。町歩あります。そのうち河川によつて

灌漑せられておるのはわずかに一五

多半島の末端に行く計画であります。

この計画が地元で進められておつたの

であります。町歩あります。そのうち河川によつて

灌漑せられておるのはわずかに一五

多半島の末端に行く計画であります。

この計画が地元で進められておつたの

であります。町歩あります。そのうち河川によつて

灌漑せられておるのはわずかに一五

多半島の末端に行く計画であります。

が、水不足の関係で開墾可能地である

にもかかわらず開墾ができない、ある

いは水がちょっと来れば陸稟なり野菜

なりうんとできるのが、水が少いから

できない。あるいは知多半島に入りま

すと、そういう農業状態だけでなし

に、半島の末端の師崎町等では二千人

に一個の井戸しかないほど水が欠乏し

ております。農業用水のみな

らす途中で発電所を起し、さらに各市

町村の上水道それから名古屋市中京地帶

では、工業の発展のために工業用水が

非常に欠乏しかかっております。農業用水のみな

らす途中で発電所を起し、さらに各市

町村の上水道それから名古屋市中京地帶

では、工業の発展のために工業用水が

電所がありますが、その次に兼山出電所というのがあります。兼山で取り水をいたすのであります。そうして黒い線がひっぱってあつてぼつぼつの点が打つてある所、それが受益地帯になりますのでありますと、一万六千四百五十五町の水田の用水補給と、二百六十九町の開田、一万六千二百五十七町の畠地灌漑を行いまして、米十八万六千石、麦十万六千石、そのほか蔬菜、果実等を増産すると同時に、下流の町に工業、上水道用水を補給するのであります。これが大ざっぱな話でありますと、次に計画の詳細について申し上げます。

上水道は千七百万トン、工業用水は二千八百万トン、合計四千五百万トンを配当いたしまして、三十数万人の人日をうるおしていくということになります。

発電計画は五ページの表でありますが、新設発電所で年間三千四百四十万キロワット・アワー発生し、下流の既設十四発電所によつて六千二百六十万キロワット・アワー、合計九千七百万キロワット・アワーを発生するということになります。

その次には工事の概要であります。が、まずダムは牧尾橋を作る。その流域面積は三百四平方キロメートル、満水位は八百八十メートル、これは水平線から八百八十メートルでありまして、約八十メートル弱の高さになります。総貯水量は六千九百万トン、有効貯水量は六千三百万トンであります。ダムの型式はロックフィル・ダムであります。従来のコンクリート式のダムに比べて非常に経費が節約でき、この種の大規模のダムとしては日本で初めてであります。そのため大きな石を処理し、あるいは粘土を処理するに必要な機械のために世銀から金を借りようということになつております。新聞等で見ますと、電源開発の美幌ダムもロックフィル式にやつていくということになります。なお欧米の最近のダムは、その経済性からほとんどロックフィル・ダムに變つて來ております。われわれの当初牧尾橋でコンクリート・ダムで計算したのと今度のロックフィル式にやついくとの計算になります。堤高は河床から十七メートル、堤長が二百六十三メートルとなります。取水施設は最大三十九

五トンを毎秒流すという施設になります。下流の導水施設は兼山地点から幹線の末端師崎町まで百十五キロメートル、それに横に出ておる支線千五十九キロメートルということになつております。

発電所は出力一万四千キロワットの発電所を作ります。

上水道、工業用水は先ほど御説明いたしました通りであります。

六ページのE事業費について申し上げます。事業費は直接事業費として合計三百億余円要ります。そのほかに公団事務費として二十億九千八百万円、合計三百二十一億二千八百万円を必要とすることになります。そのうち外貨で三十六億円、円貨で二百八十五億円ということになつております。しかし当初買つた機械が工事が完成すると売れますので、註に書いてありますように工事用機械を売り払う残存価格を評価しますと約十九億になりますので、実際の事業費は三百億から十九億を引きました二百八十一億になります。これが国、県、農民、電気会社の負担の対象になる金額になります。

その次に効果と費用の負担額の表でありますて七ページであります。詳細はそれぞれの項目があとに出てきますが、総論を申し上げますと、この事業をやることによりまして年收入は、農業において四十八億円、電力において三億五千万円、水道において四億五千円、電氣で千二百万円、水道で一億三千万円、合計一十六億七千八百万円かかります。これらの収入を上げるために、年経費は農業において二十五億円、

農業で二十二億、電力で三億、水道で三億、こういうことになるのであります。この粗所得で消化のできる範囲内に事業費をつければならない。この収入でどれだけの事業ができるかと、いう計算をいたしましたが、妥当投資額であります。農業は六分でこの粗所得を資本還元いたしますと、二百六十億の金利で還元しますと三十七億まで負担ができる。電力事業費まで負担できる。水道事業費まで負担ができる。水道は六分で十分採算ができる。事業費まで負担ができる。水道等に接する費用を引きますと、約三百億がこの妥当投資額を合せて三百二十一億ということになりますが、それから十九億になつておりますが、そこでこの妥当投資額に接分しまして、前の方の各事業の費用を農業、電力、水道等に接分しておるのが、費用負担金の表であります。

○糸島委員長
めて。

ちよつと速記をや

「それからハペー
ジであります……。
「区切りのいいところでやめて午
後やつたらどうだ。」と呼ぶ者あ
り】

あります。これをもとにいたしまして、國の負担あるいは県の負担、地元の負担というものを計算して参つておられます。

業費二百八十一億を事業では三百三十
七億四百円、電力では十八億五千四
百万円、水道では三十五億を負担せね
ばならない、こういう計算になるので

きめますと、ダムの費用六十二億は農業で五十億、電力で九億、水道で二億五千四百万円という負担になるのであります。これを総計いたしますと、事

れの専用施設を引きまして、さらに水路の分担金を引きまして、その残額で按分いたしましてそれぞの持ち分を

午後二時四十三分開議

休憩前に引き続き会議

○綱島委員長

天災による被害農林漁業者等に対する暫定措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑または御意見があれば、発言を許します。

石坂君。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案に対する修正案

本年度約二千万円の見込である。

での経費につき、経営資金の貸付の

利率が第二条第三項第三号の規定に

より年五分五厘以内に定められて

いる資金に係るものにあつては当該利

子補給額の二分の一又は当該利子補

給の対象となつた貸付金の総額につ

き年三分の割合で計算した額のどち

らか低い額(牛又は馬を所有す

る被害農業者に貸し付けられる

場合は、その額に更に三万円を

加えた額)の範囲内のものであ

ること。

二 償還期限が、五年の範囲内に

おいて政令で定める期限以内の

ものであること。

三 利率が、政令で指定する地域

における被害農林漁業者に貸し付

けられる場合は年三分五厘以

内、開拓者に貸し付けられる場

合は年五分五厘以内、その他の

場合は年六分五厘以内のもので

あること。

第二条第四項を第五項とし、第三

項の次に次の二項を加える。

4 既に経営資金の貸付を受けてい

る者がその償還期限内に再び被害

農林漁業者に該当することとなつ

た場合におけるその経営資金につ

いては、その償還期限を政令で定

めることにより二年をこえない

範囲内で延長する旨の貸付条件の

変更があつたときも、前項第二号

の規定にかかわらず、これを経営

資金とみなす。

第三条第一項第七号及び第八号中

「四分の三」を「五分の四」に改める。

第四条第二項中「開拓者に貸し付

けられる場合は年三分」を削り、

「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項各号を次のように改める。

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところ

しつけられる場合は一千円のどちら

か低い額(牛または馬を所有する被害

農業者に貸し付けられる場合は、その

額に更に三万円を加えた額)の範囲内

のものであること。」とつけ加えること

といたします。「(二) 償還期限が、五

年の範囲内において政令で定める期限

のものであること。(三) 利率が

政令で指定する地域における被害農業

者、被害林業者又は被害漁業者に貸し

付けられる場合は年六分五厘以内、

その他の場合は年三分五厘以内のものであること。(四) 利率が

五百五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。」といたします。

二は、第二条第一項の被害林業者

の定義を「林業を主な業務とする者で

雨」及び「降雪」を含むことを明らかに

することといたしました。

第三は、第二条第三項の経営資金中

に農具及び漁具の購入資金、政令で定

めることによるものに限る。を加えることとした。

第四は経営資金の貸付条件を次のよ

うに修正することとしたしました。

第五、本法は、昭和三十年六月一日

以降発生した天災に關し適用するもの

とすることというようにいたしました。

第六、組合、連合会、金融機関に対

する農林大臣の報告徴収権または立ち

入り調査権を規定することにいたしました。

第七、累年災害を受けた者に対する

延期措置を認めることにいたしました。

第八、組合、連合会、金融機関に對

する農林大臣の報告徴収権または立ち

入り調査権を規定することにいたしました。

第九、本法は、昭和三十年六月一日

以降発生した天災に關し適用するもの

とすることというようにいたしました。

何とぞ御審議の上、御可決あらんこ

とをお願いいたします。

○綱島委員長 大胆に議論を進めた

本修正の結果必要とする経費は、

して政令で定めるところにより算出さ

れる額または十五万円(北海道にあつ

ては二十万円)、漁具の購入資金として貸

出いたしたいたいと思います。

この修正の案文はお手元に配付いた

してありますので、私の方で要綱に

従いまして簡単に御説明を申し上げ

ます。

まず第一は、第一条の天災中に「豪

雨」及び「降雪」を含むことを明らかに

することといたしました。

第二は、第二条第一項の被害林業者

の定義を「林業を主な業務とする者で

雨」及び「降雪」を含むことを明らかに

することといたしました。

第三は、第二条第三項の経営資金中

に農具及び漁具の購入資金、政令で定

めることによるものに限る。を加えることとした。

第四は経営資金の貸付条件を次のよ

うに修正することとしたしました。

第五、本法は、昭和三十年六月一日

以降発生した天災に關し適用するもの

とすることというようにいたしました。

第六、組合、連合会、金融機関に對

する農林大臣の報告徴収権または立ち

入り調査権を規定することにいたしました。

第七、累年災害を受けた者に対する

延期措置を認めることにいたしました。

第八、組合、連合会、金融機関に對

する農林大臣の報告徴収権または立ち

入り調査権を規定することにいたしました。

第九、本法は、昭和三十年六月一日

以降発生した天災に關し適用するもの

とすることというようにいたしました。

何とぞ御審議の上、御可決あらんこ

とをお願いいたします。

○綱島委員長 大胆に動議提出者の

修正案は、国会法第五十七條の三の規定す

る修正案に該当いたしますので、この

七

機会に本修正案について内閣に対し意見を述べる機会を与えることにいたしました。内閣において御意見があれば発言を許します。吉川政府委員。

○吉川政府委員 本案に關しましては、七月十五日の閣議におきまして原案は異議ないものと決定を見ておりました。ただいまの修正部分につきましては事務的に相当問題がござりますが、私において善処する考え方でございます。

○綱島委員長 次に修正案について質疑はありませんか。——質疑がなければば、引き続きこれより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論はありますか。——討論がなければこれより採決いたします。

○綱島委員長 次に修正案について質疑はありませんか。——質疑がなければば、引き続きこれより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論はありますか。——討論がなければこれより採決いたしました。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○綱島委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたされました。次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○綱島委員長 起立総員。よって、天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法案は、修正案のごとく修正すべきものと決しました。

この際、井手以誠君より本案に対し附帯決議を付したいとの動議が提出されました。これを許します。

○井手委員 ただいま決定されました。天災による被害農林漁業者等に対する

資金の融通に関する暫定措置法案に對して、去る懇談会におきましていろいろ御希望がありましたことをまとめたとして、これを附帯決議として動議を提出したいと存する次第でございます。

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に関する暫定措置法案に對する附帯決議提出を朗読いたします。

天災による被害農林漁業者等に對する資金の融通に関する暫定措置法案に對する附帯決議提出を朗読いたします。

一、政府は、すみやかな機会において、開拓地における災害について開拓者資金融通法を再検討し政府資金をもつて長期低利資金を融通しうるよう措置すること。

二、政府は、農林地及び農林漁業施設の災害については農林漁業金融公庫において必要且つ充分なる資金を融通しうるよう源資の調達等に關しいかんなく措置すること。

御意見であるか意見を求めます。吉川政務次官。

○綱島委員長 だだいまの附帯決議に御質疑はございませんか。——それで御意見ではこの際政府はこれについてどういう御意見であるか意見を求めます。吉川政務次官。

○綱島委員長 だだいまの附帯決議を尊重し善処いたします。(拍手)

○綱島委員長 だだいまの附帯決議を付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め附帯決議を付するに決しました。

なお、お諮りいたします。本案に關する衆議院規則第八十六条の規定によると、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め、さ

よ取り計らいます。

○渡部政府委員 午前中に引き続きまして、愛知用水事業計画概要及び農地開発機械公団の事業内容について説明を求めます。農地

局長。

○渡部政府委員 午前中に引き続きまして、愛知用水事業計画概要について説明いたします。

一、政府は、すみやかな機会において、開拓者資金融通法を再検討し政府資金をもつて長期低利資金を融通

しうるよう措置すること。

二、政府は、農林地及び農林漁業施設の災害については農林漁業金融公庫において必要且つ充分なる資

金を融通しうるよう源資の調達等に關しいかんなく措置すること。

御意見であるか意見を求めます。吉川政務次官。

○綱島委員長 だだいまの附帯決議に

御質疑はございませんか。——それで

はこの際政府はこれについてどういう

御意見であるか意見を求めます。吉川

政務次官。

○綱島委員長 だだいまの附帯決議に

御質疑はございませんか。——それで

はこの際政府はこれについてどういう

御意見であるか意見を求めます。吉川

政務次官。

○綱島委員長 だだいまの附帯決議に

御質疑はございませんか。——それで

はこの際政府はこれについてどういう

御意見であるか意見を求めます。吉川

政務次官。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

五十一町歩、合計三万三千七十一町歩が受益田畠ということになるのであります。

六千九百十七万七千円ということになります。

万七千円ということになるのであります。

収益を計算いたしますと、四十八億の

粗収益に対し、実際収益が二十三億

億一千円かかりますので、年収益と

のを六分で償還還元しますと、二百六

十二億六千三百三十九万二千円までの

農業で二十二億五千九百十七

万七千円ということになるのであります。

これから収益を出したのであります。それ

をもとにして、これだけのも

のを六分で償還還元しますと、二百六

十二億六千三百三十九万二千円までの

農業で二十二億五千九百十七

万七千円ということになるのであります。

そこで水田と畑の利用状況がこの事業

をやることによってどういうふうに変化するかということが表にしてござい

ます。すなわち表の左のワクを見てい

ります。すなわち表の左のワクを見てい

ます。すなわち表の左のワクを見てい

るものに出しまして、一番右の表にある

収益を計算いたしますと、四十八億の

粗収益に対し、実際収益が二十三億

億一千円かかりますので、年収益と

のを六分で償還還元しますと、二百六

十二億六千三百三十九万二千円までの

農業で二十二億五千九百十七

万七千円ということになるのであります。

万七千円ということになるのであります。

収益を計算いたしますと、四十八億の

粗収益に対し、実際収益が二十三億

億一千円かかりますので、年収益と

のを六分で償還還元しますと、二百六

十二億六千三百三十九万二千円までの

農業で二十二億五千九百十七

万七千円ということになるのであります。

そこで水田と畑の利用状況がこの事業

をやることによってどういうふうに変化するかということが表にしてござい

ます。すなわち表の左のワクを見てい

もの出しまして、一番右の表にある

収益を計算いたしますと、四十八億の

粗収益に対し、実際収益が二十三億

億一千円かかりますので、年収益と

のを六分で償還還元しますと、二百六

十二億六千三百三十九万二千円までの

農業で二十二億五千九百十七

万七千円ということになるのであります。

万七千円ということになるのであります。

収益を計算いたしますと、四十八億の

粗収益に対し、実際収益が二十三億

億一千円かかりますので、年収益と

のを六分で償還還元しますと、二百六

十二億六千三百三十九万二千円までの

農業で二十二億五千九百十七

万七千円ということになるのであります。

そこで水田と畑の利用状況がこの事業

をやることによってどういうふうに変化するかということが表にしてござい

ます。すなわち表の左のワクを見てい

千六百万トン必要であるということになりますが、計算の安全をとりまして、一応二千八百万トンを割り当てておられます。それを資本還元まで、三十七億四千百二十三万七千円までの投資ができる……。

○網島委員長 ちょっと待った。これの還元の利子は。

○渡部政府委員 六分五厘です。収益を換算するときに、上水道では一トン当たり二十三円、工業用水では六円五十銭という料金をとる。維持管理費は一トン当たり、上水道で七円五十銭、工業用水は一円、大体新設の水道では中位になつております。

次に事業主体であります、ただいま提案いたしております愛知用水公団をしてこれをやらせるということになります。そのやらせ方は、総事業費を一応公團で立てかえまして、その立てかえる財源としては、世銀から借り、見返資金から借り、一般会計から受け入れ、預金部から借りということです。これはあとで申し上げますが、ダム、幹線水路、農業専用施設は公団で専管をやります。水道については、末端の水道施設は愛知県及び地元町村にやらせ、発電設備についても、関西電力をとして建設工事をやらそう、こういう予定でおります。ただし、その金は一応公団が立てかえて用立ていたします。最近各所で行われております多目的ダムあるいは総合開発で、ダムの建設、発電所の建設あるいは農業水利施設の建設がちくはぐになつてある例が往々あ

るのであります。そういう例にならないような管理をやつていこうといふのが一つの特色になつてゐるのであります。

十二ページ、資金計画について申上げます。総資金は公団の事務費を合せまして合計三百二十一億になります。別にお配りいたしておきます愛知の方は十二ページの表で見ていただきますと三十年、三十一年、三十二年、三十三年、三十四年、三十五年、と六ヵ年で事業をやっていくことになります。そのうち三十六億、すなわち一千万ドルを世銀から借りまして、残り一百八十五億三千八百万円を円資金でまかなわなければならぬのであります。それに対しましてただいままでに大蔵省その他と話し合ひをつけておりますのは、別の表の一ページを見ていただきます。Aの資金調達計画、そのちょうど中ごろに合計という欄がござります。世銀から三十六億を初年度一千億七千、次年度十七億、三年度九億、四年度一億、それから五年度、六年度というように三十六億を借ります。それから國庫負担というのは、一番最後の四ページを見ていただきますと(参考)國庫補助率といふのがござります。ただいま農林省が行なつております土地改良施設の国営、県営、團体営、その他に分けまして、それぞれの國庫負担率がきまつております。その國庫負担率に基いて國庫が負担すべき額を計算しますと百十七億になるのであります。それから三十年度受け入れます。その余剰農産物の見返り円資金が二十四

億五千万円、それだけが一応めどがはつきりしている金でありまして、事業資金合計三百二十一億からただいまのものを差し引いた金額を預金部その他から借り入れなければならないのです。すなむち百四十三億六千八百万円を預金部その他から手当しなければいけないのであります。われわれもいたしましては来年度以降も余剰農産物による見返り円が相当使えることを期待しております。さうにまた国庫負担額は一応ここでは三十一年度三十二億、三十四年度二十七億、三十三年度二十八億、三十四年度十九億、三十五年度九億、というふうに予定しておりますが、その分が来年度以降從來の食糧増産費のワク外でとれない場合には、余剰農産物なりあるいは預金部の資金をそちらに充當いたしまして、国庫負担分は後年度において長い期間に分割して繰り入れてもらうことにして、既存の地区あるいは新しくこのほかに事業を着手する金について一般会計にこの費用が悪影響のないようなことをいたしたいと思っております。そういたしまして多少説明がこまかくなりますが、たとえ世銀の金については建設期間の利子を建設まで五年間払わなければいけませんが、それは三十六億に八億六千七千五百円を足す。つまり四十四億という金について年賦償還をしておりませんが、それは三十六億に八億六千七千万を払うということになります。

B、第二ページであります。今の元金を国庫、県、農民、電力、水道に区分けしたのであります。事業費の欄を見ていただきまして、一番左の総事業費、國が負担すべきものが、当初いる金が百二十五億七千三百万円、県が負担すべきものが三十七億五千八百万円、農民が負担すべきものが八十一億六千万円、合計いたしまして二百四十四億九千百万円、電力が十九億一千六百万円、水道が三十六億一千三百万円、合計三百億三千万円かかるのであります。その次の欄の一一番下にあります十九億一千万円、この機械残存価格をそれぞれ今の費用に接分して控除いたしまして、純粹に国庫、県、農民が負担すべきものは、第三番目の純事業費という欄であります。それは国庫の小計が百十七億一千八百万円、県が三十五億二千三百万円、農民が七十四億六千四百万円、合計二百二十七億四百五万円になります。電力が十八億五千三百万円、水道が三十五億六千三百万円で、純事業費としては二百八十一億二千万円になるのであります。それに建設利息を加えまして元利合計の欄が出まして、それから年償還額を出しますと、県の年償還額は四億四千四百万円、農民の年償還額が九億三千三百万円、電力の年償還額が二億八千三百万円、水道の年償還額が三億七千七百万円ということになります。

やる場合には当然國庫の負担になつておられますので、國庫及び電力、水道での負担として、農民には負担をかけない、こういうふうな計算をしておりまします。そうしますと事業費と公團事務費の負担で、県の負担及び電力、水道の負担はふえますが、農民の負担はふえないということになります。

償還の条件は、国営につきましては利率5%，事業完了後十年均等償還、団体営につきましては、ちょっと不明確であります。が、六・五%の事業完了後十五年均等償還、それから開墾費につきましては三分六厘五毛の十五年均等償還、電力については九%の二十年償還、水道については六・五%の二十年償還、こういうふうに一応計算しておるのであります。この費用をそれぞれ負担するものの年次割の償還計画は、次のCの償還計画の欄であります。

○綱島委員長 ちょっとB負担金徵収区分のうちの総事業費三百億三千万円ですが、これは別には三百二十一億ばかりになつておりますが、これは事務費を引いたものですから。

○渡部政府委員 これは公團事務費の二十億九千八百万円を引いたやつです。

そうしますと受益者の負担額というものは、次の表にありますように県が負担すべき額額が四十三万億二千百万円、これは前の表の元利合計、県の分の四十一億七千七百に公團事務費の一億三千八百万、電力の負担が二十五億七千九百と公團の事務費を合した二十六億九千四百、水道が同じような計算で四十二億五千百万、それを下のよ

うな年次で償還していくものであります。そうしますと公団の経理状況では、一番右の欄で剩余金運用というのがありますが、これによりまして毎年累計の利益を五分五厘で運用していくということにいたしますと、二十年後には四十三億の利益が出てくるという一応の計算をしております。この累計欄の一番右にあります十九億一千九、これを五分五厘で運用していくまして、毎年そういう計算をしていくのであります。ですが、一年ごろから多少赤字になりますのであります。そういうことは十二年までは農民の負担額の償還のところに毎年九億三千三百万円償還しておりますが、これは国営事業に相当する部分の負担額であります。十一年から国営事業の負担の償還が済みますので減つてくる、そういう関係がありますのと、こういうふうな一応利益を見ておられますのは、長い大きい事業でありますし、年度の途中において償還が災害その他でおくれるというようなこともありますのは、長い大きい事業であります。それを見込んでおかなければならぬ、こういうような点からある程度余裕のある計算をしております。

いうもので非常に経済的でできるところから、ロックファイル・ダムを採用することにいたし、牧尾橋にかかる、二子持するかということについては、——牧尾橋というのは上流地獄でありますが、そこでは炭酸ガスが出るとか、あるいは断層があるとか、今までの技術ではそういう問題を処理することが非常にむずかしいということであつたのであります。これらも新しいボーリングの機械とかあるいは新しく断層を詰める方法というものを教えられまして、私の方でも去年から、今年の春にかけて、数人の技術者をアメリカに派遣して奥地に調査させ、あるいはまたアメリカのエリック・フォードアというエンジニアを世界銀行の指名により連れてきまして、そういうものは十分処理できる。ただ問題は牧尾橋に対する二子持よりも同じダムの高さで水量が減る、そういうところが問題になつたのであります。当初の計画に比較しまして、下流の受益地域の貯水池を他に振りかえるのを減らして洪水時に余り水を貯水池に入れることにしてその問題を解決し、さらに水没農家、水没する耕地あるいは現地で見ていただくなると思いまます。しかし、森林軌道のつけかえというふうな問題がありまして、どうしても牧尾橋の八百八十メートルの高さということにきつたのであります。

これが困難になつてしまふ、しかしそれはここにダムを作ることによつて下流域に放流する水を減らすことであつまつんのです。

○綱島委員長 農地局長、本会議が始まって、議長から委員会を停止して出席するようになつた。この権利があつたから、委員会はこれをもつて一時休憩いたしまして、本会議終了後ただちに本委員会を継続することにいたしました。

暫時休憩いたします。

午後三時三十三分休憩

午後六時二分開議

○綱島委員長 これより会議を開きます。

休憩前に引き続き愛知用水公團法案及び農地開発機械公團法案を一括して議題に供し審査を進めます。渡部政府委員。

○渡部政府委員 愛知用水公團法案の関係につきましては、一応先ほどの説明をもつて御了承願いまして、次に農地開発機械公團法案の関係につきまして御説明申し上げます。

御承知のように、終戦以来國內入植事業が非常に進展してきておるんですが、だんだん新開地がおおむね火山灰地であるとかあるいは気候のよくなないところ、そういう場所が残されておりまして、従来の穀農業を主とする新しい開拓地がだんだん減つてしまつております。そういう場所に乳牛を中心としたような入植形態が、昨年、一昨年の冷害等の例に見ましても非常に成功しておる。乳牛を中心とするところで、冷害等についても、これを切り抜

午後六時二分開議

休憩前に引き続き愛知用水公團法案を及び農地開発機械公團法案を括して議題に供し審査を進めます。渡部政府委員。

けるのに非常に役立つた、こういうふうな例もあります。たまたま世界銀行の農業調査団が昨年来日して、日本の農業開発について調べましたところ、急速に機械力をもって開墾すれば、從來の手開墾を主とするのでは間に合わなかつた、畜産を導入することによる経営面積の増加をカバーして、容易に示唆を受けたのであります。非常に熱心に勧奨がありました。私どもの方であります、急遽從来から問題にしておつたのを掘り下げて、これを実施することにいたしまして、まず北海道の根室地区、根室の北方別海村に一ヵ所、青森県の上北郡の野辺地の東方に一ヵ所試験地区を選定いたしまして、ここに機械開墾を実施することにいたしたのであります。

物見返り円の関係も確定いたしましたので、農地開発機械公団というものを設立しまして、今言つたような事業を実施することにしたのであります。

公団の事業の内容は、大別して三つに分れるのであります。一つは、世界銀行から約八十六万ドルの借款を得まして、從来より高能率の機械を輸入して、それに国産のトラクターとか、そういうものを合併いたしまして、先ほど申し上げております根釧地区、上北地区の機械開墾を行なっていくとというのが第一点であります。根釧地区では開墾面積三千四百三十一町歩、上北地区では四千三百二十町歩をつけていることになります。さらに、御承知のようにこの地区では、冬季間積雪等のために、機械を寝かさなければいけぬというようなこともありますし、この地区以外の近までも、機械のあいているときには機械開墾をやるうとしたしましては、それらの保有する機械を他の開墾地区に貸すということ、それからまた特に泥炭地開発用として、二百九十一万ドルの借款を得て機械を購入し、篠津の国営事業所にこれを貸与しまして、篠津地区の泥炭地の改良をやっていく、こういうのであります。すなわち、機械を貸与しようというのが一つの事業であります。

第三点は、根釧地区及び上北地区等の事業を実施する上におきまして、余剰農産物見返り円を受け入れて、この金をもとにしましてこれらの地区的建設工事をみずからやり、あるいはさらに國に再委託をいたして実施する。すなわち農林省北海道開拓厅に工事をやらすための資金を受け入れる仕事をや

か期待をいたしておったのでございま
すが、今回御提案になりましたのは、
その当初の御権利とはだいぶ違つて参
つたようであります。この間に開催する
ところの政府の御見解並びにその経緯
等につきまして御説明いただきたいと
存じます。

○吉川政 府 委 員 ただいま平野委員の
御指摘になられましたように、農地開
放が行われまして、自作農が創設され
たのでございますが、その当時におい
て農村金融の問題が農地開放の裏づけ
として考慮されるべきものであったと思
うのでございますが、それが行われ
ないで今日まで参りましたので、零
細なる中小の自作農は再び転落をし
て、農地開放の成果が維持されないと
いうような危険な状態が出て参りまし
たので、ここ数年来各方面から要望も
され、また政府その他の方面において
もいろいろと研究をされてきた問題で
ござります。そこで農地担保金融公庫
法案とかあるいは特殊金融銀行制度と
かいうようなものが、御質疑の中にあ
りましたように確かにあつたのでござ
います。資金ワクが相当大きなものを
当初から考へていたのでござります
が、種々の事情でその資金ワクが初め
考へたほど多くを確保することができ
なかつた関係で、独立機関として発足
するためにはいろいろの不経済な面が
考えられますので、農林漁業金融公庫
の中での仕事をやらせるというよう
な考え方になつてきましたのでございま
す。ことに当初の案におきましては、
農地の取得、維持、細分化防止のため
の資金のほかに農業用の施設の改良、
造成、復旧または取得のための資金も
あわせて融通することを考えておりま

したので、当初農地担保資金融通法案としてこの国会の初めころまで考えていましたのでござります。ただ性質を異にする二つの資金を融通する場合の共通点が、農地を担保に徴することでありますので、農地担保資金融通制度と称したのでござりますが、その後いろいろ検討を加えて参りました結果、農業用の施設資金は生産力の維持増進を目的とする公庫本来の業務とすることが適當であるとの結論に達しましたので、この法律では農地の取得、維持、細分化防止のための資金融通のみを規定することにしたのでござります。併しまして法律の名称もその実態を端的に表現するために自作農維持計画設立金融通法案といたした次第でござります。

うであります。そういたしますと、吉川の保証を農家に対し要求する、こゝにいう形になつておりますが、もちろん農地担保金融でありますから抵当権の設定は当然であります、それでござるならば農家の安定計画を作つて、しかも都道府県知事の承認まで得なければならぬ、そこまでの必要があるかといふかという点において若干の疑問がござりますが、その点はどのようにお考えでございますか。

○吉川政 府委員 農業経営の安定計画を徴することは、平野委員も御案内の通り、このような金融は指導金融でござりますから、營農指導をやっていく上に参考にしていただきたいという意味で、借り受けた農家の将来の経営の指導等を考慮いたしますと、こういう点も特に見ていただきたいということでありまして、そのため決してその農家に貸し出しをむずかしくするとか、あるいはむずかしい条件となるような考え方ではございません。

○平野委員 そういういたしますと各農家に対する融資のワクと申しますか、本体金額はどの程度というお考えでござりますか。

○吉川政 府委員 一農家最高二百万と予定をいたしております。

○平野委員 もしこれがかりに農家の経営がまことに農家のことがあつて償還ができない、いわゆる担保流れになるといふような場合は、公庫が譲り受け付することにいたすわけでありますが、これは農地法によつて國以外に取得できぬといふことであり、その場合農地法によつて農地の価格が割りき約せられておるわけでありますから、

従つて公庫としてはそこに赤字を生じる、こういうことになると思うのではありませんが、その点に対してもはどういふにお考えになつておられるわけありますか。

○吉川政府委員 借り受けた農家に農業経営の安定計画を樹立実行させることによりまして、抵当権の実行は極めて回避することに努めていきたいと考えております。また農家が借入金の償還を怠った場合でありますても、それを災害その他正当な理由によるものと考りますならば、この法律の中にありますところの期限内におきましても柔軟な緩和の措置をとるようにしたいといふのであります。また農業経営安定計画を誠実に実行しなかつたとか、償還金の支払いを怠つたような農家につきましては、最後の手段として抵当権を確定した農地を競売に付するということでもまたやむを得ないのでないかと考えます。

○平野委員 農地局長にちょっとお聞き申しますが、昭和二十五、六年ごろであったと思いますが、農林省においてこの農地担保金融に対する農家の要望について調査せられたことがありましたと思うのです。そのときの調査内容のおよその点でよろしくございまが、どういうことになつておりますか伺いたい。

○立川説明員 お許しを得て私からお答えをいたさせていただきます。農家の資金需要の調査をして参つたのでござりますが、その際に出て参つておりますおもな点を申し上げます。まず資金の需要量でございますが、これは全國のサンプルをとりまして、それを主體全国に引き伸ばすというようにやつ

あうでありますと、概算五十億という数字を出ております。それからどのくらい地で借りたいかということとの調査であります。現在まで特別会計方式やつておりますいわば間接の融資の方法では反当五千円という数字をしておりますが、この調査によりますと、大体中田で反当り二万円程度ならば適当なところではないかといふことがあります。それから借り受け後に非常に長くなるとかえつてだらけてまう、それからあまり短期間でも返にくく、大体十年ないし十五年の見が望ましい、こういうような結果が得ております。

○平野委員 なおいろいろとお尋ねたいこともあります。会期もすでに切迫しております折から、私はすでに本会議におきましても質問をいたし政府の答弁も承わっておりますし、立委員から関連質問の御要望もあるうでございますから、いずれ後ほど答案の取扱いにつきましての懇談の際にお尋ねすることとして、一応私としては本案に対する質疑をこれをもつて終ります。

○足立委員 ただいまの平野委員の質問に関連いたしまして一点だけ農林省のお考えを明白に承わっておきたいと思います。私は特に農地局長に御答をわざらわしたいと思います。たゞ平野委員からも御指摘がございましたごとく、政務次官は、万やむを得せん場合には競売にすることもあるいう意味の御答弁をなさいました。この制度からすればあるいはこの御答も当然であるかもしません。しかこの点に重大な要素を含んでいると

主義制度と農地統制という異なるイデオロギーのもとにある制度を結びつけるその接点になる点が一番むずかしい問題ではないかと思ひます。政治的にもまた事務的、技術的にも非常に御苦心をされた点ではないかと想像いたします。ちょうど木に竹を縫いだような制度をこれからやろうとなさるが、木に竹を継ぎ木される農地局の立場として、またこれを今後管理していく農地局長の立場として、それ相応の確信なりあるいは信念なりがなければならないと私は考えます。そこでただいま問題になりました農地担保という問題がまさにこの接点に当たると思うわけであります。たゞいま政務次官から御答弁のありましたようなことがもしもひんびんと行われるとするならば、自作農維持にあらずして自作農破壊法案には、とかくすさんな計画のもとに、そしてまた人のふんどしで相撲をとるような気が持て使われがちであります。その結果両手を上げてしまつて、何としてもしてくれというような自作農破壊になつては私は重大問題だと思ひます。自作農をどこまでも維持し、農地開放の有終美を全うせしめるのが農地局長の重大なる責務であると考えます。がゆえに、この点につきましていろいろと御苦心をなされ、御研究の結果この法案が出ていると思いますので、その間の事情をこの際つぶさに、しかも明瞭に御答弁を願い、いろいろ心配される向きもありますので、この機会に明らかにされんことを望みます。

○渡部政府委員 御指摘の通りその点

○渡部政府委員 御指摘の通りその点が最も解決に困難な点であります。この案は先ほど政務次官が御説明申し上げましたように、農家の経営の指導に重点を置きまして、その金が有効に生きてることに重点を置いておられるのであります。お話をありましたように、政府資金が有利で安易で低利であるならば、ただでもらったように感じ、あるいはそういうことを言う人もないではないのであります。それがいけないということはもちろん、こちらの意図するところと全く逆になりますので、経済安定計画の樹立なり、農業委員会なり県の指導ということを考えると、これは普通の金融とは違っております。しかしそういった担保を持つるのは、やはり私どもの方の一つのねらいとしては、借りたのだから返さなければならぬのだ、農地が担保に入っているのだということで、これはやはり經營をやっていくのですから、それを自己の力でなく、國なりそのほかの力でやつてもらっているということを絶えず反省する材料にして、念頭に置いてもらいたいというのが担保をとるゆえんであります。従つて政務次官が説明いたしましたように、災害であったとか病氣であるとか、だれが見ても一生懸命やつているのだが返せないというような場合には、条件緩和等をやつて更生をはかつていただきたいと思つております。一方それと反対に、國の金だから返さぬでもいいのだというようなことが万一起つた場合には抵当権を実行しよう、こういうことを政務次官が説明されたのであります。しかし一方もう一つの点から見ますと、現在の農地の売買価格は鉢巻等の調査によりま

すと十万円内外の平均で出ておりま
す。高いところは三十万円とかなんと
か言つております。私の方では大体
時価の三分の一程度、すなわち二、三
万円の範囲内において担保価値を設定
して金を貸そうというふうに考えてお
りますが、そうしますとかなり抵当権
を実行しようとしても、実行する
前にいよいよとなれば、一反歩なら三
畝売つて、その金で払つて七畝は手に
残せるということもできますので、抵
当権を実行するということはよくよく
の場合でないと起り得ないという想定
のもとにこの案ができておるのであり
ます。途中の案では、抵当権を設定す
ると、その抵当権の流れは常に國に帰属
する——現在の農地法では第三条の許
可を得れば自作農として成り立つ人が
競売に参加することができますので、第
三条の許可だけで事實上は國だけに帰属
ものは、農業協同組合とか特殊の組合
だけが持てるようにして、從来耕作し
ておる人にその耕作を続けていかした
らというような案も考えましたが、先
ほど申し述べましたように、抵当権を
設定するゆえんは、一つは抵当権を設
定することによって農業経営に励んで
いくという反省材料、しかも抵当権を
執行するチャンスが起ることは、現在
の情勢では先ほど御説明いたしました
通り、ほとんど起らないというふうな
考え方から、法律の建前としては現在
のような法律の建前におつづけたので
あります。

○足立委員

内外の平均で出ておりま
ころは三十万円とかなんと
ります。私の方では大体
の一定程度、すなわち二、三
年内において担保価値を設定
するということもできますので、抵
当権を設定する
よとなれば、一反歩なら三
その金で払つて七畝は手に
うとしましても、実行する
うとしましても、実行する
の案では、抵当権を設定す
るということはよくよく
の案ができるておるのであり
在の農地法では第三条の許
可農業として成り立つ人が
帰属するというような案も
することができるので、第
だけで事實上は国だけに帰
屬になつております。それ
へましたよううに、抵当権を
えんは、一つは抵当権を設
くによつて農業経営に励んで
反省材料、しかも抵当権を
その耕作を続けていかした
べきな案も考えましたが、先
ほど御説明いたしました
法律の建前としては現在
の建前におつけたので

る困っている農民を救うために、この法律を通して、この制度を設けようとう。しかもさつき申し上げた通り、これは木に竹を縫いだようなものである、その運用は非常にむずかしい。そこで私はその責任者である農地局長に、この運用上につきましてはよほど腹がなければならぬと思うのです。それを私は伺っている。その点の御答弁を特に要求したいのであります。私の氣持をもつとかみ合いで申し上げますと、これは私は非常にむずかしいと思うんです。なぜかなれば、政府としては自作農破壊という非難を受けるような抵当権を執行するようなことはしたくない。従つてあらかじめ出される計画等につきましては、相当緻密に検討をされるだろう、これもある程度は当然であります。しかしこれが行き過ぎますと、過効果になつて参りまして、ほんとうに救われなければならぬ農民は金が借りられない、むしろ他の方法によつても資金を調達しえるような力のあるものだけがこの恩恵に浴するというような弊害が起つてしまはしないか、実は自作農を維持するためには、そのレベル以下のものを救わなければ、この法律案を通す意味がないということになります。あなた方がどういう御工夫をなさり、どういう方法で今後おられるかといふ点なんです。私のちょっと気のついたところを申し上げますと、たとえば農業委員会が町村にあります。これが中心になりまして、ある程度貧農で金を借りられるように、団体協約といいますか、連帶制か何かの方法をとつていくかというような手をお考えになつたことがあるかどうか、またそうい

۷

う方法ができるかどうかという点もあわせて御答弁を願い、こういう何らかの方法によつて私どもの指摘した貧農が実際に救われるよう、そしてまた実際には抵当権の執行というようなことの起らないように、その辺の運用を緩急自在を得てうまくやつていただく腹を持つていただかなければならぬ、そうでなければこの法案はうつかり通せない、かのように私は思いますので、重ねてお伺いたします。

○渡部政府委員 お話を点は、われわれも注意をして、一々こもつともの点であります。まず第一に、ほかの方法でも金が借りられるようなところにこの金が流れは何にもなりませんので、これは客観的に、地方によつても違いますが、何反歩以上持つている人には原則として貸さないというような運用方針をきめたいと願います。さらに現在の状況を見ますすると、こういう低利資金の制度がないから、勢い高利でなおかつ土地を担保に入れて金を借りている例が相当あります。

そういう人は、この制度ができれば、十分こちらの方で救えることになると思ひます。さらにこの連帯保証等の考え方につきましては、これは公庫法の個人施設資金の方につきましては、土地の担保があるは連帯、すなわち施設をやろうというような積極的な經營安定策でありますので、個人の連帯保証で、一緒にたとえば共同出荷施設をやるとかなんとかいうので、連帯保証の上で金を借りることができると思いますので、連帯の制度を置いておりま

ういうふうな心組みで運用していきた
いと思います。

○綱島委員長 久保田豊君。

この法案が日本の農村の一番基底に及ぼす影響というものは非常に重大だと思うのであります。これはおそらく提案をされた政府におきましても、特にこの問題を扱われた農地局等においては、かなり深刻にお考えになつておると思います。従いましてこの法案に対しまして、われわれ審議する場合には、目先でもつてやるだけなく、いろいろな連関を十分に考えて、審議をいたさなければなりませんと考えるわけあります。私は本日は時間がありますれば、いろいろと御質問申し上げて、ただしたい点がたくさんあるのでございますが、これらの点については、一切次の機会に保留させていただきます。

そこでこの法案の審議に入ります前に提として、一般的条件について特に農林省当局から資料の御提示をまずいたときたいと思うのであります。お願いいたします。資料の第一は、最近の——これは最近非常に変つてきつあるようですが、ごく最近における全国各県の、また出畑に上中下といろいろありますので、そういう種類別の実際の土地価格、いわゆる法律で縛られてない実際の土地価格がどういうふうになっておるかということをまず一表にして配ついただきたい。

第一の資料は、最近二、三年の間における土地売買の実績。これはおそらく農林省には、やみ売買が非常に多いので、来ておらないと思いますが、それにして配つておらぬと思います。そこでそれも各県の実態——つまり土地の売買、担保等

別、種類別に売買の実績。特にそれを分けてお願いをいたしるのは、第一に、どういう者がどれだけ土地を取得

しておるか、取得した方の土地の価格はどのくらいになつておるか、それからその理由、経営の拡大のために必要として取得したのかどうか、そういう点と、取得した者がどのような階層であるかという点がわかりましたら、これまで一表にして配つていただきたい。同時にその裏でありますする土地を売つた者。これは全国的にどういう土地が売られておるか、それはどのような階層が売つておるか、大体どのくらいの価格で売つておるか、さらに土地を売る原因はどのようになつておるか

という点の調査を、これは農林省独自の調査が多分あられると思いますが、それと同時に他の勘定その他の調査もあられるならば、これも参考に出していただきたい。

さらにもう一つは、今までありました自作農創設資金、五千円か貸せる、あれの府県別の実績を、できれば整理をして出していただきたい。なおそれについては、申し込みが大体どのくらいあるかという点もあわせてお願いしたいと思います。

第五の資料は、最近農林省が小作料設定のため全国の土地調査をやられた、その土地調査の結果を集約されたります。お願いします。資料の第一は、最近非常に変つてきつあるようですが、ごく最近における全国各県の、また出畑に上中下といろいろありますので、そういう種類別の実際の土地価格、いわゆる法律で縛られない実際の土地価格がどういうふうになっておるかということをまず一表にして配つておらぬと思います。

第六の資料は、最近農村において長期間担保のやみ金融が相当行われていながらも資料の御要求がありましたが、この機会に一緒に伺わせていましたので、できるだけ整えて皆様のお手元にお配りいたしますが、委員長にお願いいたしますが、他の委員各位からも資料の御要求がございましたので、ぜひともその一人に加えていた

の調査があればお出し願いたい。正確なデータがなければ推測でもけつこうです。

以上六つの資料について、ごめんどうでしようが、できるだけ正確なものを見表の見いいような形にして配付していただきたい。おそらくわれわれは二十五日に帰ってきて、二十六日からこの法案の審議に入ることになろうかと思いますので、それまでお出し願つて、それに基いていろいろ私どもの質問を開拓したいと思います。委員長においても、以上のようなお取り計らいをいただきまして、なお本格的な質問はそれまで保留をいたしますから、御了承を願います。

○渋谷委員長 速記を始めて下さい。足鹿委員より発言を求められております。足鹿君。

○足鹿委員長 お詫びいたしたのであります。足鹿君。

○吉川政府委員長 ただいま久保田委員、渋谷委員から資料の御要求がありましたが、この機会に一緒に伺わせていましたので、できるだけ整えて皆様のお手元にお配りいたしますが、委員長にお願いいたしますが、他の委員各位からも資料の御要求がございましたので、ぜひともその一人に加えていた

お答え申しますが、大体以上で資料の要求はないようですか、以上の資料を、私どもが帰ってきてからの審議に間に合うようお出し願いたいと存じます。

ちょっとと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○綱島委員長 速記を始めて下さい。足鹿委員より発言を求められております。足鹿君。

○足鹿委員長 お詫びいたしたのであります。足鹿君。

○吉川政府委員長 ただいま久保田委員、渋谷委員から資料の御要求がありましたが、この機会に一緒に伺わせていましたので、できるだけ整えて皆様のお手元にお配りいたしますが、委員長にお願いいたしますが、他の委員各位からも資料の御要求がございましたので、ぜひともその一人に加えていた

対しましては一切委員長におまかせしたいと存じます。

○綱島委員長 さようでござりますれば参考人の選定及び意見聴取の日時等は委員長に御一任願われましようか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村(時)委員 それについて一つお

願いがあるのですが、実はその参考人の中に、田辺勝正さんが昔農地部長をやつておられて、在来この農地改革に伴つて農地問題の権威者であることは万般認められておるところであります

ので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた
べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた
べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費

○綱島委員長 次に小枝一雄君外一名の際安藤君を理事に指名いたしました。

○綱島委員長 ござりますれば、この機会と一緒に伺わせていましたので、ぜひともその一人に加えていた

べきだ。これを願いたいと思います。

○稻富委員 ただいまの参考人の人選

提出、農林水産業施設災害復旧事業費</

国庫補助の暫定措置に関する法律の一
部を改正する法律案を議題といたし、
審査を進めたいと存じます。

○細島委員長　この際中馬君より修正案のことについて発言を求められております。これを許します。中馬委員。

○中馬委員 私は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案を提出せんとするものであります。

本年度約六千万円の見込である。

修正の結果必要とする経費は、

修正の結果必要とする経費は、本年度約六千万円の見込である。

見はございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

える場合に、その超える部分の一定部分について全額を国から補助するふことになつてゐるが、政府は、この一定部分の額につき政令を改正するに当つては、その基準を十五万円以内とすべきである。

いて適宜取扱い計らいたいと存じます。
なおこの際皆様に御報告を申し上げ
ておきたいのであります、愛知用水
実地調査に参るのは、明日午後九時半
東京発急行で名古屋に参りまして、以
下名古屋、犬山、牧尾橋等を調査して、
二十五日の二十時三十六分に東京の新
宿に到着いたしたいと存じます。
本日はこの程度にとどめ、次会は二
十六日午前十時より開会することと

いて適宜取り計らいたいと存じ
なおこの際皆様に御報告を申
ておきたいのであります、愛
美地調査に参るのは、明日午後
東京発急行で名古屋に参りまし
下名古屋、犬山、牧尾橋等を調査
二十五日の二十時三十六分に東
宿に到着いたしたいと存ります
本日はこの程度にとどめ、次
十六日午前正十時より開会する
いたします。

照

漁港法第十七条第二項の規定に基
き、漁港整備計画の改正につれて承

認を求めるの件(内閣提出)に関する
報告書

養はう振興法案（平野三郎君外四名提出）に関する報告書

天災による被害農林漁業者等に対す
る資金の融通に関する暫定措置法案

(橋渡君外二百七十二名提出)に関する報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部

改正する法律案（小枝一雄君外一
名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

104

109

蔣正委員會議錄第四十一号中正誤

真段行誤正

正誤表
三十五人

一五

昭和三十年七月二十八日印刷

昭和三十年七月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局